

令和元年 9 月 20 日

各都道府県産婦人科医会 会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木 下 勝 之

令和元年 9 月 13 日厚生労働省子ども家庭局母子保健課より台風 15 号による災害時の妊産婦に対する対応に関して、以下の 4 項について連絡がありましたのでご承知おき下さい。

1. 災害時マニュアル

- (1) 災害時妊産婦共有マニュアル 保健・医療関係者向け
- (2) 妊産婦を守る情報共有マニュアル 一般・避難所運営者向け

2. 児童福祉法による助産の実施

児童福祉法による助産施設については、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは助産施設以外での助産の実施を行っても差し支えなく、また、災害等の被災者であって、事前に助産の実施の申請を行うことが困難であった者については、事後的に助産の実施の対象とすることが可能。

3. 妊婦健康診査の取扱いについて

(1) 対象者

令和元年台風 15 号の影響による停電により災害救助法の適用を受けた地域の妊婦

(2) 適用に係る取り扱いについて

- 1) 避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持たずに避難してきた妊婦については、妊婦からの申し出があった場合には、妊婦健康診査が受診できるよう避難先自治体の妊婦健康診査受診券を交付いただくよう特段のご配慮をいただきたいこと。
- 2) 避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持って避難してきた妊婦が、避難先自治体の医療機関に前居住地自治体の妊婦健康診査受診券を提出して妊婦健診を受診した場合は、通常どおり、妊婦の住所地以外の病院、診療所、助産所での妊婦健康診査として取り扱うこととなり、受診券発行元である前居住地被災地自治体における対応となること。
- 3) 災害救助法の適用を受けていない地域の妊婦が他の自治体へ移動した場合は、上記(1)の取扱いにはならないこと。

4. 妊産婦及び乳幼児に対して

今般の台風による災害により、避難所等での生活を余儀なくされている被災者の方々については、避難所等での生活に伴い、心身の健康への影響が生ずることが想定されます。とくに、妊産婦及び乳幼児に対しては、健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うことが重要。

このため、避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児に対する支援のポイント並びに被災した子どもたちへの支援の留意点について、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師、管理栄養士等の方に周知いただきますようお願いいたします。

各都道府県には、管内市町村に対し広く周知ください。